

八戸市子育て世代包括支援センターの設置について

1. 背景

妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築することを目的として「子育て世代包括支援センター」を設置するものである。

2. 概要

- (1) 設置根拠 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項の母子健康包括支援センターに規定する事業
子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 項に規定する利用者支援事業
- (2) 設置場所 市庁別館 2 階保健所健康づくり推進課内
- (3) 設置時期 平成 30 年 10 月 1 日

3. 対象者

- (1) 市内に住所を有する妊産婦並びに乳幼児及び保護者とする。
- (2) その他、支援が適当と認めた者とする。

4. 事業内容

- (1) 妊産婦及び乳幼児の実情の把握
保健師、非常勤助産師等の専門職による全ての妊婦への面接及び乳幼児の保護者に面接し、支援に必要となる実情を継続的に把握する。
- (2) 妊娠・出産・育児に関する相談並びに情報の提供、助言及び保健指導
保健師、非常勤助産師等の専門職が、対象者の気持ちに寄り添いながら、個別に相談に応じ、母子保健サービス等の情報提供をするとともに、必要な助言・保健指導を行う。
- (3) 支援プランを策定し、包括的な支援の実施
 - ① 母子健康手帳交付時に全妊婦に面接し、支援プランを作成して「(仮)妊娠・出産・子育てサポートブック」を配布する。**新規**
 - ② 妊娠 8～9 か月時に全妊婦に電話による支援を実施して、支援プランを評価修正し、安心して出産・育児が行えるよう助言する。**新規**
 - ③ 特に支援が必要な妊婦に対しては、保健師等が家庭訪問による支援を実施し、また、必要時、産科医療機関等と連携して包括的な支援を継続する。
- (4) 妊娠出産包括支援事業の実施 **新規**
 - ① 産後ケア事業の実施
心身の体調不良や支援者不在の産婦を対象に、日中、委託事業所において助産師等の専門職によるきめ細かい支援を実施する。(デイサービス型)

② 産前産後サポート事業の実施

妊産婦の悩みや孤立感の解消を図るために、助産師等の専門職が妊産婦を対象に随時相談に応じる。

(5) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

① 特別な包括的支援が必要な対象者については、関係機関等との協議の場を設け、必要な情報を共有し、支援プランを評価修正する。

② スムーズな連絡調整が図られるようネットワーク会議を開催する。

5. 周知

(1) 広報はちのへ 10月号に特集記事掲載。ホームページに掲載

(2) 産科医療機関等にポスター掲示

(3) 健康づくり推進課窓口において、妊娠届出時に個別周知